

○総務省令第三十八号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十一号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の九の次に次の一条を加える。

（法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上したもの等）

第一条の九の二 法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する総務省令で定めるものは、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二十九条第二項第一号に規定する額とする。

2 法第二十三条第一項第四号の五イ(3)に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条の規定により資本金の額を減少した場合 会社
計算規則第二十七条第一項第一号に規定する額

二 会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第二
号に規定する額

3 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日以前一年間において
剰余金として計上した額に限るものとする。

4 法第二十三条第一項第四号の五イ(3)に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定
により損失の填補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下
回る場合における当該零を下回る額とする。

第二条の二第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定をするときの現況においてこの省令

の施行地に住所を有しない者（以下この項及び次項において「国外居住者」という。）に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者（以下この項において「申告者」という。）は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条の二第四項及び第五項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、又は所得税法第百九十四条第四項、第百九十五条第四項若しくは第二百三条の五第三項の規定により提出し、若しくは提示した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

4 国外居住者である扶養親族のうち法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定をするときの現況において年齢十六歳未満である者（以下「控除対象外国扶養親族」という。）に係る扶養親族に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者（以下この項及び次項において「申告者」という。）が法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項、法附則第三条の三第一項及び第四項又は同条第二項及び第五項の規定の適用を受ける者（法附則第

三条の三第一項及び第四項並びに政令第四十七条の三第一号の扶養親族の数から当該控除対象外国外扶養親族の数を除いた場合においても法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項又は法附則第三条の三第一項及び第四項の規定の適用を受けることとなる者を除く。以下「非課税限度額制度適用者」という。～である場合にあっては、当該申告者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、次条第三項、第二条の三の三第四項若しくは第五項又は第二条の三の六第三項若しくは第四項の規定により提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

5 前項の国外扶養親族証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。

一 控除対象外国外扶養親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該控除対象外国外扶養親族が申告者の親族である旨を証するもの

イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写し

ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該控除対象外国扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

二 その年において申告者から控除対象外国扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの

イ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第三号に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該申告者から当該控除対象外国扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第五項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該控除対象外国扶養親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の同号に規定する役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該申告者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

第二条の三第三項第八号中「住所」の下に「並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨」を加え、同条に次の一項を加える。

3 控除対象外国扶養親族に係る前項第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合にあっては、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（前条第五項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。

ただし、前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第四項若しくは第五項又は第二条の三の六第三項若しくは第四項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

第二条の三の二第二項中「含む。」の下に「及び国外扶養親族証明書類」を加える。

第二条の三の三第一項第二号中「見積額」の下に「並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨」を加え、同条に次の二項を加える。

4 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族申告書又は

給与所得者の扶養親族異動申告書を提出した者がこれらの申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合にあっては、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

5 前項の規定による国外扶養親族証明書類の提出については、同項の給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者を經由して提出することを妨げない。

第二条の三の四第二項中「（昭和四十年大蔵省令第十一号）」を削る。

第二条の三の五第二項中「含む。」の下に「及び国外扶養親族証明書類（第二条の二第五項第二号に掲げる書類を除く。）」を加える。

第二条の三の六第一項第二号中「見積額）」の下に「並びに控除対象外国扶養親族である場合には、そ

の旨」を加え、同条に次の二項を加える。

3 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合にあつては、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

4 前項の規定による国外扶養親族証明書類（第二条の二第五項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前項の公的年金等受給者の扶養親族申告書を受理した公的年金等支払者を經由して提出することを妨げない。

第三条第一項の表四中「第九条の七第二十九項」を「第九条の七第三十項」に改める。

第三条の二の見出しを「（政令第九条の七第七項及び第二十九項の割合等）」に改め、同条第一項中「第九条の七第六項及び第二十八項に規定する総務省令」を「第九条の七第七項及び第二十九項に規定する総務省令」に改め、同項第一号イ中「第九条の七第六項及び第二十八項」を「第九条の七第七項及び第二十九項」に改め、同号ロ中「当該」を「特別区の存する区域以外の区域において当該」に改め、「に十二・九分の三・二を乗じて得た割合（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。」

）」を削り、同項第二号中「第九条の七第六項及び第二十八項」を「第九条の七第七項及び第二十九項」に改め、同条第二項中「第九条の七第十五項」を「第九条の七第十六項」に改め、同項第一号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項第二号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第九項」に改め、同項第四号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第九項」に、「同条第十項各号」を「同条第十一項各号」に改め、同項第五号中「第九条の七第八項」を「第九条の七第九項」に、「同条第十項各号」を「同条第十一項各号」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第三項中「第九条の七第二十五項」を「第九条の七第二十六項」に改め、同項第一号中「第九条の七第二十

項」を「第九条の七第二十一項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改め、同項第四号中「第九条の七第二十項」を「第九条の七第二十一項」に、「同条第二十二項各号」を「同条第二十三項各号」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改める。

第三条の三の三第一項中「同条第十二号の七の三」を「同条第十二号の七」に改める。

第三条の十六第一項中「（平成十八年法務省令第十三号）」を削り、同条第二項第一号中「（平成十七年法律第八十六号）」を削り、同条第三項及び第四項中「てん補」を「填補」に改める。

第六条の六の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「税務代理権限証書」の下に「（次項において「税務代理権限証書」という。）」を加え、「同項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第七十二条の四十九の六第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

第七条の二の三の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「税務代理権限証書」の下に「（次項において「税務代理権限証書」という。）」を加え、「同項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第七十二条の六十三の二第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務

代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

第七条の二の十中「地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十年総務省令第百四十一号）

第十七条の規定による廃止前のサービス業基本調査規則（平成元年総理府令第二十号）」を「経済センサス

活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）」に、「平成十六年六月一日現在」を「平成二

十四年二月一日現在」に、「規定するサービス業基本調査」を「規定する経済センサス活動調査」に、「平

成十六年サービス業基本調査報告第二巻地域編第十表（産業（中間分類）、経営組織（二区分）別事業所数

・収入額・収入を得た相手先（四区分）別収入額〔個人及び会社について〕―都道府県、十四大都市）の表

頭「調査対象産業」のうち「収入を得た相手先別収入額」のうち「個人（一般消費者）」の欄の額を「事

業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業Bに関する集計第三表（サービス関連産業B（

細分類）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県）

の表頭「（収入を得た相手先別収入額）個人（一般消費者）」の表側「K 不動産業、物品賃貸業」の欄の

額から「六八一二 土地売買業」、「六九一二 土地賃貸業」及び「六九二 貸家業、貸間業」の各欄の額

を控除した額、表側「L 学研究、専門・技術サービス業」の欄の額、表側「M 宿泊業、飲食サービス

業」の欄の額、表側「N 生活関連サービス業、娯楽業」の欄の額から「七九一 旅行業」及び「八〇三 競輪・競馬等の競走場、競技団」の各欄の額を控除した額、表側「O 教育、学習支援業」の欄の額並びに表側「R サービス業（他に分類されないもの）」の欄の額の合計額と当該産業別集計のうち医療、福祉に関する集計第二表（産業（細分類）、経営組織（四区分）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額、医療、福祉の事業区分別収入額及び医療、福祉の相手先別収入額―全国、都道府県）の表頭「総数（経営組織）」のうち「（医療、福祉の相手先別収入額）個人（一般消費者）」の表側「P 医療、福祉」の欄の額から「八五一 社会保険事業団体」の欄の額を控除した額との合計額」に改める。

第七条の六の見出しを「（政令第三十七条の十八第三項第二号の住宅）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第三十七条の十八第三項第三号」を「第三十七条の十八第三項第二号」に改め、同項を同条とする。

第八条の五十三の二の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「税務代理権限証書」の下に「（次項において「税務代理権限証書」という。）」を加え、「同項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第四百四十四条の三十八の二第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

第九条の二の二の次に次の一条を加える。

（法第二百九十二条第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上したもの等）

第九条の二の三 法第二百九十二条第一項第四号の五イ(1)に規定する総務省令で定めるものは、会社計算規則第二十九条第二項第一号に規定する額とする。

2 法第二百九十二条第一項第四号の五イ(3)に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 会社法第四百四十七条の規定により資本金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第一項第一号に規定する額

二 会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第二号に規定する額

3 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日以前一年間において

剰余金として計上した額に限るものとする。

4 法第二百九十二条第一項第四号の五イ(3)に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

第十条第一項の表(八)及び第十条の二第一項の表(四)中「第四十八条の十三第三十項」を「第四十八条の十三第三十一項」に改める。

第十条の二の四の見出し及び同条第一項中「第四十八条の十三第七項及び第二十九項」を「第四十八条の十三第八項及び第三十項」に改め、同条第二項中「第四十八条の十三第十六項」を「第四十八条の十三第十七項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同項第二号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に改め、同項第四号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に、「同条第十一項各号」を「同条第十二項各号」に、「同条第十二項各号」に改め、同項第五号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に、「同条第十二項各号」に改め、同項第五号中「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に、「同条第十一項各号」を「同条第十二項各号」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第三項

中「第四十八条の十三第二十六項」を「第四十八条の十三第二十七項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第二十一項」を「第四十八条の十三第二十二項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改め、同項第四号中「第四十八条の十三第二十一項」を「第四十八条の十三第二十二項」に、「同条第二十三項各号」を「同条第二十四項各号」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。

第十条の四中「鳩ヶ谷市の区域」を削る。

第十条の七の三第十一項を削り、同条第十二項中「規定する」の下に「放課後児童健全育成事業、」を加え、同項を同条第十一項とし、同条中第十三項を第十二項とし、第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

第十一条第三項第二号中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改める。

第十一条の六第一項を次のように改める。

政令第五十二条の五の二第一項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、総務大臣が定める路線

に係る鉄道施設のうち、次に掲げるものとする。

一 当該路線のうち全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道（以下この項において「新幹線鉄道」という。）の路線以外の路線に係る線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫、詰所又は本州と北海道を連絡するトンネルを維持管理するために必要な貯水槽若しくは排水ポンプ設備その他の機械装置（次号の区間において新幹線鉄道の路線と共用するものを含む。）

二 当該路線のうち新幹線鉄道の路線の前号に規定する路線と共用する区間として総務大臣が定める区間の線路設備、電路設備又は停車場

第十一条の九第三号中「医療又は」を削る。

第十一条の十四の次に次の一条を加える。

（政令第五十二条の十の十二の業務）

第十一条の十五 政令第五十二条の十の十二に規定する総務省令で定める業務は、次に掲げるものの以外のものであるとする。

一 医療系研究成果展開事業のうち委託開発

二 医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業のうち共同研究のあつせん業務

三 先駆的医薬品・医療機器研究発掘支援事業

四 創薬総合支援事業

第十五条の六の二の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「税務代理権限証書」の下に「（次項において「税務代理権限証書」という。）」を加え、「同項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第三百九十六条の二第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

第二十四条の五の二第四号及び第五号中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改める。

第二十五条第一項第四号中「明りような」を「明瞭な」に改め、同項第五号ロ及び同条第二項中「日付け」を「日付」に改め、同条第三項中「次に掲げる」を「棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整

理又は決算に関して作成されたその他の」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「次項」を「次項第二号」に改め、同条第五項第一号口中「定めており、かつ、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に関連する地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項又は第七百四十九条第一項の承認を受けたものである」を「定めている」に改め、同項第二号イ(1)中「以下この項」を「第六号ニ」に、「Z六〇一六の四・一・一」を「Z六〇一六の五・一・一」に改め、同号口中「電子署名が行われている当該地方税関係書類に係る」を「一の入力単位ごとの」に、「財団法人日本データ通信協会（昭和四十八年十二月十日に財団法人日本データ通信協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本データ通信協会」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを次のように改める。

ニ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取った際の次に掲げる情報を保存すること。

(1) 解像度及び階調に関する情報

(2) 当該地方税関係書類の大きさに関する情報

第二十五条第五項第二号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同項第五号中「日付け」を「日付」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号口中「明りようで」を「明瞭で」に改め、同号を同項第六号とし、

同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

四 当該地方税関係書類の作成又は受領から当該地方税関係書類に係る記録事項の入力までの各事務について、その適正な実施を確保するために必要なものとして次に掲げる事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該各事務を処理すること。

イ 相互に関連する当該各事務について、それぞれ別の者が行う体制

ロ 当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続

ハ 当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制

第二十五条第六項中「及び第二号ハ」を「、第二号ハ（②に係る部分に限る。）及び第四号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ②中「赤色、緑色及び青色の階調がそ

れぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同項第六号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。

第二十六条第一項第二号中「日付け」を「日付」に改め、同項第四号中「明りような」を「明瞭な」に改め、同条第二項中「日付け」を「日付」に改める。

附則第二条の三の次に次の二条を加える。

(道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の様式)

第二条の四 道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等に係る次の表の上欄に掲げる

文書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

文 書 の 種 類	様 式
(一) 申告特例申請書（法附則第七条第三項及び第十項の申請書）	第五十五号の五様式
(二) 申告特例申請事項変更届出書（法附則第七条第四項及び第十一項の変更届出）	第五十五号の六様式
(三) 申告特例通知書（法附則第七条第五項及び第十二項の申告特例通知書）	第五十五号の七様式

（法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定める事項）

第二条の五 法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定める事項は、同条第三項第三号及び第十項第三号に掲げる地方団体に対する寄附金の額を支出した年月日その他参考となるべき事項とする。

附則第三条の二の八第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 倉庫（床面積が三千平方メートル以上のものに限る。）であつて、流通加工の用に供する空間を有するもの

附則第三条の二の十七の見出し中「行為」を「行為等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

附則第四条の二を次のように改める。

第四条の二 削除

附則第四条の四第一項中「附則第四条の六」を「附則第四条の六の二」に改め、同条第二項第一号中「及

び附則第四条の六」を「から附則第四条の六の二まで」に、「附則第四条の六まで」を「附則第四条の六の二まで」に改め、同条第三項第一号中「及び次条」を「から附則第四条の六まで」に改め、同条第七項中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同項第一号中「に掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニ及び「それぞれ」を削り、同項第二号中「」第四条」を「。以下この条及び附則第四条の六において「実施要領」という。」第四条の二」に、「平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び」を「平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（」に、「平成二十七年燃費基準達成レベル」を「平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車」を「平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車」に改め、同条第十五項から第十七項までを削り、第十四項を第十五項とし、同条第十三項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年燃費基準十

五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「附則第十二条の二の二第二項第四号ロ」を「附則第十二条の二の二第二項第四号ハ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 法附則第十二条の二の二第二項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び次条において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること及び当該自動車に係

証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を次のように改める。

16 法附則第十二条の二の三第四項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバ

ス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合することについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を次のように改める。

15 法附則第十二条の二の三第四項第一号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若し

くはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車につい

ては同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年度燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項第二号中「百以上百五未満」を「百五以上百十未満」に、「平成二十七年度燃費基準達成車」を「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平

成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項第二号中「百以上百五未満」を「百五以上百十未満」に、「平成二十七年燃費基準達成車」を「平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ハ」を「附則第十二条の二の三第三項第一号ニ」に改め、同項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の三第三項第一号ハ」に改め、同項第二号中「百以上百五未満」を「百五以上百十未満」に、「平成二十七年燃費基準達成車」を「平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第八項中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同項第一号中「に掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニ及び「それぞれ」を削り、同項第二号中「平成二十七年燃費基準達成レベル」を「平成三十二年燃費基準達成レベル」

「に、「平成二十七年燃費基準達成車」を「平成三十二年燃費基準達成車」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 法附則第十二条の二の三第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第七項中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項第二

号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「附則第十二条の二の三第二項第一号ハ」を「附則第十二条の二の三第二項第一号ニ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「附則第十二条の二の三第二項第一号ロ」を「附則第十二条の二の三第二項第一号ハ」に改め、同項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第十二条の二の三第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで

総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五に次の五項を加える。

20 法附則第十二条の二の三第四項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバ

ス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定してい

ること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

21 法附則第十二条の二の三第四項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

22 法附則第十二条の二の三第四項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

23 法附則第十二条の二の三第四項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

24 法附則第十二条の二の三第五項に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の六の見出し及び同条第一項中「附則第十二条の二の五第四項」を「附則第十二条の二の五第六項」に改め、同条第二項中「附則第十二条の二の五第四項第二号」を「附則第十二条の二の五第六項第二号」に改め、同条第三項中「附則第十二条の二の五第五項」を「附則第十二条の二の五第七項」に改め、同条第四項中「附則第十二条の二の五第五項第二号」を「附則第十二条の二の五第七項第二号」に改め、同条第五項中「附則第十二条の二の五第六項」を「附則第十二条の二の五第八項」に改め、同条第六項中「附則第十二条の二の五第六項第二号」を「附則第十二条の二の五第八項第二号」に改め、同条第七項中「附則第十二条の二の五第七項」を「附則第十二条の二の五第九項」に改め、「当該自動車が」の下に「車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。）及び」を、「衝突被害軽減制動制御装置」の下に「（同項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。第十三項及び第十四項において同じ。）」を加え、同条第八項及び第九項中「附則第十二条の二の五第七項第一号」を「附則第十二条の二の五第九項第一号」に改め、同条第十三項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「附則第十二条の二の五第八項」を「附則第十二条の二の五第十二項」に改め、同項第一号中「第三項までの規定の適用を受けようとする場合」を「第五項までの規定の適用を受けようとする場

合」に、「第五号」を「第六号」に改め、同号イ中「第三項」を「第五項」に改め、同項第二号中「附則第十二条の二の五第四項から第六項まで」を「附則第十二条の二の五第六項から第八項まで」に改め、同項第三号中「附則第十二条の二の五第七項の規定の適用を受けようとする場合」を「附則第十二条の二の五第九項から第十一項までの規定の適用を受けようとする場合」に、「同項第二号及び第三号」を「同条第九項第二号から第四号まで、第十項及び第十一項第三号から第五号まで」に改め、同号イ中「附則第十二条の二の五第七項」を「附則第十二条の二の五第九項から第十一項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「附則第十二条の二の五第七項第二号及び第三号」を「附則第十二条の二の五第九項第二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13 法附則第十二条の二の五第十項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

14 法附則第十二条の二の五第十一項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを搭載した車両であるこ

とが記載されているものとする。

附則第四条の六第十項中「附則第十二条の二の五第七項第一号」を「附則第十二条の二の五第九項第一号」に、「平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準」を「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準」に改め、「並びに同項第二号及び第三号に規定する平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令で定めるもの」を削り、「の基準又は細目告示」を「及び」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

附則第四条の六を附則第四条の六の二とし、附則第四条の五の次に次の一条を加える。

（法附則第十二条の二の五第一項第五号の平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法等）

第四条の六 法附則第十二条の二の五第一項第五号に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法（以下この条において「JCO八モード法」という。）とする。

2 法附則第十二条の二の五第一項第五号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

3 法附則第十二条の二の五第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成

二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率（法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準八十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 法附則第十二条の二の五第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー

ー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車は平成二十二年度燃費基準五十七パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5 法附則第十二条の二の五第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

6 法附則第十二条の二の五第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロ

に掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

7 法附則第十二条の二の五第三項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー

消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8 法附則第十二条の二の五第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車であることが記載されていること。

9 法附則第十二条の二の五第四項第二号に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで

総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車であることが記載されていること。

10 法附則第十二条の二の五第五項第二号に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで

総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイ

に掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十二パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の七第一項を削り、同条第二項中「附則第十条の二の二の表の第二号の下欄に規定する機械で総務省令で定めるものは、電波機械、高射砲等の駆動装置」を「附則第十条の二の二第二項に規定する総務省令で定めるものは、音波機械、整備教育用エンジン、火砲及び誘導武器の発射装置」に、「電波機械の」を「レーダーの」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第十条の二の二第四項」を「附則第十条の二の二第五項」に、「すべての」を「全ての」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則

第十条の二の二第四項」を「附則第十条の二の二第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項の表」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項の表」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十条の二の二第六項に規定する総務省令で定める公共の飛行場」を「附則第十条の二の二第七項の表に規定する公共の飛行場で総務省令で定めるもの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項の表」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項の表」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項の表」に、「たい肥製造業で」を「堆肥製造業で」に、「バークたい肥製造業」を「バーク堆肥製造業」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 法附則第十二条の二の七第五項の規定の適用がある場合における前項において準用する第八条の三十九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項		第一項
第十六号の三十の様式	一 報告対象免税軽油の引取りを行つた日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類	八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）
	一 報告対象免税軽油の引取りを行つた日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類 一の二 法附則第十二条の二の七第五項	八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨） 八の二 当該報告対象期間内に行つた法附則第十二条の二の七第五項に規定する譲渡に関する事実及びその数量

第二項第二号	前号	前二号
		に規定する譲渡を行つた数量及び譲渡先の名称を証するに足りる書類

附則第四条の八第二項中「附則第十条の二の二第七項」を「附則第十条の二の二第八項」に改め、同条第三項中「附則第十条の二の二第九項」を「附則第十条の二の二第十項」に改める。

附則第五条の二第六項第一号中「平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車」を「平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車」、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同条第九項第一号を次のように改める。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上で、かつ、実施要領第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベルである自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に次に掲げる事項が記載されていること。

イ 当該自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であること。

ロ 当該自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車、平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準達成車であること。

附則第五条の三中「鳩ヶ谷市の区域」を削る。

附則第六条中第六十六項を第六十七項とし、第六十五項を第六十六項とし、第六十四項を第六十五項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十五項中「附則第十五条第三十三項」

二項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、「含む。」の下に「であつて、次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、第一号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するもの」を加え、同項に次の各号を加える。

一 当該熱電併給型動力発生装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する熱電併給型動力発生装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（以下この項において「型式区分」という。

）に係る販売が開始された日（以下この項において「販売開始日」という。）が、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。以下この号において同じ。）開始の日以後の日であるものうち、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された時点において、当該熱電併給型動力発生装置が、型式区分に係る販売開始日が最も新しい型式区分に属するもの（当該型式区分に係る販売開始日の属する年度が、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された日の属する年度又はその前年度であるものを含む。）であること。

二 当該熱電併給型動力発生装置が、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該熱電併給型動力発生装置の製造業者が製造した当該熱電併給型動力発生装置と同一の種

別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率その他の事業の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

附則第六条第五十五項を同条第五十六項とし、同条第五十四項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条中第五十三項を第五十四項とし、第五十項から第五十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十九項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条中第四十八項を第四十九項とし、第四十七項を第四十八項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十五項を同条第四十六項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条中第四十一項を第四十二項とし、第四十項を第四十一項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条中第三十八項を第三十九項とし、第三十七項を第三十八

項とし、第三十六項を第三十七項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項第二号中「除く。」の下に「のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもの」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該車両の制御方式が一次周波数制御方式であり、かつ電力回生ブレーキを有すること。

ロ 当該車両の内燃機関が蓄圧された燃料を電子制御により噴射する装置及び空冷式吸気冷却装置の双方を有すること。

附則第六条第三十四項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項第一号中「五百ミリメートル」を「四百ミリメートル」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条中第二十八項を第二十九項とし、第二十七項を第二十八項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同

項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25 法附則第十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）第十七条第一号ロに掲げる雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号の記載された検査済証その他の当該雨水貯留浸透施設が法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設であることを証する書類の写しとする。

附則第七条第八項に次のただし書を加える。

ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。次項において同じ。）を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

附則第七条第九項に次のただし書を加える。

ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提

出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

附則第八条の三の二を削り、附則第八条の三の三を附則第八条の三の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第三十条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等）

第八条の三の三 法附則第三十条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスをを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条において「自動車検査証」という。）に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2 法附則第三十条第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準とす

る。

3 法附則第三十条第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない軽自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している軽自動車とする。

4 法附則第三十条第二項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率^一は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準

エネルギー消費効率

- 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

- 5 法附則第三十条第二項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる軽自動車 同表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値
- 二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる軽自動車 同表のニ窒素酸化物の欄に掲げる値

- 6 法附則第三十条第二項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

- 一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この条において「実施要領」という。）第四号の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第八項第一号において「平成三十

二 年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

7 法附則第三十条第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第九項第一号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

8 法附則第三十条第三項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四

分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

9 法附則第三十条第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に

適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

附則第八条の四を次のように改める。

第八条の四 削除

附則第二十二條の四第一項及び第二十四條の二第二項中「第十五條第一項第十二号」を「第十五條第一項第十三号」に改める。

第十六号の九様式を次のように改める。

第十六号の九様式 挿入

第十六号の十三様式の備考の表を次のように改める。

業 種	略 称
法第14条の6に掲げるもの	石油化学製品製造業 石化

業 種	略 称
法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げるもの	漁 船 漁

漁 船 以 外 の 船 舶		船
法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの	自 衛 隊	自
法附則第12条の2の7第1項第3号に掲げるもの	鉄道用車両・軌道用車両	軌
法附則第12条の2の7第1項第4号に掲げるもの	農 業 等	農
	林 業 等	林
法附則第12条の2の7第1項第5号に掲げるもの	セメント製品製造業	セ
	生コンクリート製造業	生
	電 気 供 給 業	電
	地熱資源開発事業	地
	鉱物の掘採事業	鉱
	とび・土工事業	と
	鉱さいバラス製造業	バ
	港湾運送業	港

倉庫業	倉
貨物利用運送事業等	貨
航空運送サービス業	空
廃棄物処理事業	廃
木材加工業	木加
木材市場業	木市
堆肥製造業	肥
築道事業	築

第十六号の三十様式の次に次の一様式を加える。

第十六号の三十の二様式 挿入

第三十号様式記載心得3を次のように改める。

3 地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則（昭和28年総理府令第91号）本則の表の下欄において「所在する市町村に配分する」とされ

ている場合にあつては、種類別明細書の「所在市町村」の欄に、固定資産が賦課期日現在において所在する市町村名を書くこと。また、それ以外の場合にあつては、同令の規定により固定資産の決定価格及び課税標準額を当該固定資産が所在するものとされる市町村に配分するために必要なものとして道府県知事又は総務大臣が求める事項を記載した書類を添付すること。

第三十号様式記載心得4中「第26号様式（別表を含む。）記載心得」を「第26号様式（別表を含む。）記載要領」に改め、同様式記載心得中「第30号様式（別表を含む。）記載心得」を「第30号様式（別表を含む。）記載要領」に改める。

第三十二号様式記載要領3(1)中「、農家住宅、酪農舎」及び「、公衆浴場」を削り、同様式記載要領3(2)中「、銀行」及び「、水力発電所（発電機室）、水力発電所（配電機室）」を削る。

第三十三号の四様式を次のように改める。

第三十三号の四様式 挿入

第四十八号の二様式から第四十八号の九様式までを削る。

第五十五号の四様式の次に次の三様式を加える。

第五十五号の五様式、第五十五号の六様式及び第五十五号の七様式 挿入

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の六、第七条の二の三、第八条の五十三の二及び第十五条の六の二の改正規定 平成二十七年七月一日

二 第二十五条及び第二十六条の改正規定並びに附則第九条の規定 平成二十七年九月三十日

三 第二条の二第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に三項を加える改正規定、第二条の三、第二条の三の二第二項、第二条の三の三、第二条の三の四第二項、第二条の三の五第二項及び第二条の三の六の改正規定並びに次条及び附則第十条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行令の項の改正規定（「第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項」を「第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二

項」に改める部分に限る。）」に限る。）」 平成二十八年一月一日

四 第三条第一項の表(四)の改正規定、第三条の二の改正規定（同条第一項第一号ロに係る部分を除く。）並びに第十条第一項の表(八)及び第十条の二第一項の表(四)並びに第十条の二の四の改正規定並びに附則第四条の二及び第八条の四の改正規定並びに第四十八号の二様式から第四十八号の九様式までを削る改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定並びに附則第十条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第十四条の十八第二項」の下に「（第一条第二項において準用する場合を含む。）第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五条の六の二第三項において準用する場合を含む。）第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二十五第三項、第二百二十五条第五項、第四百

十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第三項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において、第十五条の二の二第二項については第一条第二項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二十五第三項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第三項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第三項（第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第七十二条の五十七の二第四項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第四項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四

第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。」を、「第十五条の四第二項」の下に「、第十五条の六の二第一項及び第二項」を加える部分に限る。」及び同令別表地方税法施行令の項の改正規定（「第九条の七第十五項、第二十五項及び第二十九項」を「第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項」に、「第四十八条の十三第十六項、第二十六項及び第三十項」を「第四十八条の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項」に改める部分に限る。）に限る。

） 平成二十八年四月一日

五 附則第十条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第七十二条の五第五第一項から第三項まで」の下に「、第七十二条の五十七の二第六項」を、「第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）」の下に「、第三百二十一条の七の十二第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）及び同令別表地方税法施行令の項の改正規定（「第三十五条の四の二第一項」を「第三十五条の四の二、第三十五条の四の三第一項」に、「並びに第四十八条の九の十」を「、第四十八条の九の十並びに

第四十八条の九の十八第三項」に改める部分に限る。）に限る。） 平成三十年一月一日

六 附則第二十二條の四第一項及び第二十四條の二第二項の改正規定 官公需についての中小企業等の受

注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行の日

七 附則第七條第八項及び第九項の改正規定並びに附則第七條第六項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の二第三項から第五項まで並びに第二条の三第二項第八号及び第三項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法（以下「法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百十七條の二第一項に規定する申告書を提出する場合（法第四十五条の三第一項及び第三百十七條の三第一項の規定により提出されたものとみなされる場合を含む。以下この項において同じ。）について適用し、平成二十八年年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第一項及び第三百十七條の二第一

項に規定する申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

- 2 新規則第二条の三の二第二項並びに第二条の三の三第一項（同項第二号に係る部分に限る。）、第四項及び第五項の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）に係る法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項に規定する申告書（以下この項において「給与所得者の扶養親族申告書」という。）又は法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項に規定する申告書（以下この項において「給与所得者の扶養親族異動申告書」という。）を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等に係る給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出した場合については、なお従前の例による。
- 3 新規則第二条の三の五第二項並びに第二条の三の六第一項（同項第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第四項の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二

項の規定により提出するものを含む。以下この項において「公的年金等受給者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第三条 平成二十七年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間（地方税法施行令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。次項において同じ。）とする徴収取扱費（法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。次項において同じ。）の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（政令第三十五条の十七第一項に規定する」とあるのは「平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第三条第一項の

規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十七年四月及び五月の」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十七年四月及び五月の」とする。

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十七年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第三十四号）附則第三条第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び同項後段の規定により読み替えて適用される新規則附則第三条の二の三の規定の適用については、同項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八第一項中「徴収

取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十二号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する」とあるのは「平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十二号。附則第三条の二の三第一項において「二十六年度改正令」という。）附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される場合に限り。以下この項において同じ。）に規定する平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十七年四月及び五月の」と、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令附則第三条第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「平成二十七年三月の徴収取扱

費基礎額（改正令附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項（二十六年改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この項において同じ。）に規定する平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十七年四月及び五月の」とする。

第四条 新規則第七条の二十の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

（道府県たばこ税に関する経過措置等）

第五条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第十二条第二項の規定の適用がある場合における新規則第八条の五第一項、第八条の七及び第八条の九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条の五第一項	第十六号様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（
----------	--------	---------------------

		平成二十七年総務省令第三十八号)による改正前の地方税法施行規則(以下この項、第八条の七及び第八条の九において「平成二十七年改正前の地方税法施行規則」という。)第四十八号の二様式
第八条の七	第十六号の様式	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の二様式
	第十六号の三様式	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の三様式
第八条の九	第十六号の七様式	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の四様式

2 平成二十七年改正法附則第十二条第四項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。）

二 営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称

3 平成二十七年改正法附則第十二条第六項の規定により卸売販売業者等（同条第三項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は小売販売業者が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に新規則第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

4 平成二十七年改正法附則第十二条第八項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、新規則第八条の六、第八条の七又は第八条の九の規定により、それぞれ法第七十四条の十第一項若しくは第三項、第二項又は第五項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六号の五様式による書類中「減価の理由及びその金額等」欄に、当該控除又は還付を受けようとする紙巻たばこ三級品（

平成二十七年改正法附則第十二条第一項に規定する紙巻たばこ三級品をいう。以下この項において同じ。

）について平成二十七年改正法附則第十二条第三項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

- 5 第二項から前項までの規定は、平成二十七年改正法附則第十二条第九項の規定により道府県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「附則第十二条第四項」とあるのは「附則第十二条第十項において準用する同条第四項」と、第三項中「附則第十二条第六項」とあるのは「附則第十二条第十項において準用する同条第六項」と、前項中「附則第十二条第八項」とあるのは「附則第十二条第十項において準用する同条第八項」と、「附則第十二条第三項」とあるのは「附則第十二条第九項」と読み替えるものとする。

- 6 第二項から第四項までの規定は、平成二十七年改正法附則第十二条第十一項の規定により道府県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「附則第十二条第四項」とあるのは「附則第十二条第十二項において準用する同条第四項」と、第三項中「附則第十二条第六項」とあるのは「附

則第十二条第十二項において準用する同条第六項」と、第四項中「附則第十二条第八項」とあるのは「附則第十二条第十二項において準用する同条第八項」と、「附則第十二条第三項」とあるのは「附則第十二条第十一項」と読み替えるものとする。

7 第二項から第四項までの規定は、平成二十七年改正法附則第十二条第十三項の規定により道府県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「附則第十二条第四項」とあるのは「附則第十二条第十四項において準用する同条第四項」と、第三項中「附則第十二条第六項」とあるのは「附則第十二条第十四項において準用する同条第六項」と、第四項中「附則第十二条第八項」とあるのは「附則第十二条第十四項において準用する同条第八項」と、「附則第十二条第三項」とあるのは「附則第十二条第十三項」と読み替えるものとする。

（自動車取得税に関する経過措置）

第六条 新規則第十六号の九様式は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新規則の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成二十六年分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新規則第十一条の九第三号の規定は、施行日以後に取得される同号に規定する償却資産に対して課する固定資産税について適用し、施行日前に取得されたこの省令による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）第十一条の九第三号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第三十四項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課する固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十三項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第三十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する平成二十七年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十四項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する固定資産税

については、なお従前の例による。

5 新規則附則第六条第五十六項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械類に対して課する固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第五十五項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新規則附則第七条第八項及び第九項の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に提出する法附則第十五条の八第六項又は第十一項に規定する申告書について適用し、同日前に提出したこれらの規定に規定する申告書については、なお従前の例による。

7 新規則第三十号様式は、平成二十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十七年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置等）

第八条 平成二十七年改正法附則第二十条第二項の規定の適用がある場合における新規則第十六条の二の四第一項及び第十六条の四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の二の四第一項			第三十四号の二様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号）による改正前の地方税法施行規則（以下この項及び第十六条の四において「平成二十七年改正前の地方税法施行規則」という。）第四十八号の五様式
			第三十四号の二の二様式	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の六様式
第十六条の四			第三十四号の二の六様式	平成二十七年改正前の地方税法施行規則第四十八号の九様式

2 平成二十七年改正法附則第二十条第四項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。）

二 営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称

3 平成二十七年改正法附則第二十条第六項の規定により卸売販売業者等（同条第三項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に新規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

4 平成二十七年改正法附則第二十条第八項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、新規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、それぞれ法第四百七十三条第一項若しくは第二項又は第四項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六号の五様式による書類中「たばこ税の控除又は還付を受けるための書類」欄に、当該控除又は還付を受けようとする紙巻たばこ三級品（平成二十七年改正法附則第二十条第一項に規定する紙巻たばこ三級品をいう。以下この項において同じ。）について平成二十七年改正法附則第二十条第三項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであつ

た旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

5 第二項から前項までの規定は、平成二十七年改正法附則第二十条第九項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「附則第二十条第四項」とあるのは「附則第二十条第十項において準用する同条第四項」と、第三項中「附則第二十条第六項」とあるのは「附則第二十条第十項において準用する同条第六項」と、前項中「附則第二十条第八項」とあるのは「附則第二十条第十項において準用する同条第八項」と、「附則第二十条第三項」とあるのは「附則第二十条第九項」と読み替えるものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、平成二十七年改正法附則第二十条第十一項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「附則第二十条第四項」とあるのは「附則第二十条第十二項において準用する同条第四項」と、第三項中「附則第二十条第六項」とあるのは「附則第二十条第十二項において準用する同条第六項」と、第四項中「附則第二十条第八項」とあるのは「附則第二十条第十二項において準用する同条第八項」と、「附則第二十条第三項」とあるのは「附則第二十条

条第十一項」と読み替えるものとする。

7 第二項から第四項までの規定は、平成二十七年改正法附則第二十条第十三項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「附則第二十条第四項」とあるのは「附則第二十条第十四項において準用する同条第四項」と、第三項中「附則第二十条第六項」とあるのは「附則第二十条第十四項において準用する同条第六項」と、第四項中「附則第二十条第八項」とあるのは「附則第二十条第十四項において準用する同条第八項」と、「附則第二十条第三項」とあるのは「附則第二十条第十三項」と読み替えるものとする。

（電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する経過措置）

第九条 新規則第二十五条第三項、第五項及び第六項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書（法第七百五十条第二項に規定する申請書をいう。以下この条において同じ。）に係る地方税関係書類（法第七百四十八条第二項に規定する地方税関係書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に提出した申請書に係る地方税関係書類については、なお従前の例による。（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第十四条の十八第二項」の下に「（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五条の六の二第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二十五第三項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第三項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において、第十五条の二の二第二項については第一条第二項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の

三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二十五第三項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第三項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第三項（第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第七十二条の五十七の二第四項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第四項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第四項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）」を、「第十五条の四第二項」の下に「第十五条の六の二第一項及び第二項」を加え、「第三十九項、第四十項」を「から第四十項まで」に改め、「第五十三条第三十七項」の下に「及び第三十八項」を、「第五十三条の二」の下に「第五十五条の二第六項、第五十五条の四第六項」を、「第七十二条の二十五第一項か

ら第五項まで」の下に「、第八項から第十項まで」を、「第七十二条の二十五第五項」の下に「及び第八項から第十項まで」を加え、「第七十二条の二十八第一項及び第三項」を「第七十二条の二十八第一項、第三項及び第四項」に改め、「第七十二条の三十四」の下に「、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項」を、「第七十二条の五十五第一項から第三項まで」の下に「、第七十二条の五十七の二第六項」を、「第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）」の下に「、第三百二十一条の七の十二第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第三十四項（」を「、第三十四項及び第三十五項（」に、「第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで及び第三十四項」を「第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項」に改め、「第三百二十一条の八の二」の下に「、第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項」を加え、「並びに第七百五十一条」を「、第七百五十一条」に、「並びに附則第五条の四第三項及び第八項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）」を「、附則第五条の四第三項及び第八項並びに第七条第一項、第三項、第四項、第八項、第十項及び第十一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）」、

附則第十五条第九項」に改め、別表地方税法施行令の項中「第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項」を「第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項」に、「第九条の七第十五項、第二十五項及び第二十九項」を「第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項」に、「第二十条の二第一項」を「第九条の九の八第三項、第九条の九の九第三項及び第二十条の二第一項（これらの規定を」に改め、「第二十条第一項」の下に「、第三十二条の二第四項、第三十二条の三第四項」を加え、「第三十五条の四の二第一項」を「第三十五条の四の二、第三十五条の四の三第一項」に、「並びに第四十八条の九の十」を「、第四十八条の九の十並びに第四十八条の九の十八第三項」に、「第四十八条の十三第十六項、第二十六項及び第三十項」を「第四十八条の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項」に、「（これらの規定を第五十七条の二」を「、第四十八条の十五の三第三項並びに第四十八条の十五の四第三項（これらの規定を第五十七条の二」に改め、別表地方税法施行規則の項中「第三条第一項」を「第三条第二項、第三条の三の二、第三条の三の三第一項及び第二項、第五条の二」に、「、第六条の四及び第七条第一項」を「並びに第六条の四」に、「第六項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を「第七項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」、第十条の二第二項」に、「並びに第二

十八条第一項」を「、第二十八条第一項」に改め、「第三十条において準用する場合を含む。」の下に「並びに附則第六条第二十五項（第一条の三において準用する場合を含む。）」を加える。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七条のうち総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定中「、第三十九項、第四十項」を「から第四十項まで」に改め、「第三十四項」の下に「、第三十五項」を、「第五十三条第三十七項」の下に「及び第三十八項」を、「第五十三条第三十四項」の下に「、第三十五項」を加え、同表地方税法施行令の項の改正規定中「、第二十条の二第一項（を「、第九条の九の八第三項、第九条の九の九第三項及び」に、「並びに第二十条の二第一項（これらの規定を」を「、第九条の九の四第三項、第九条の九の五第三項並びに」に改める。

（地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十二条 地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法施行規則附則第八条の四を削り、同令附則第八条の三の四を同令附則第八条の四とし、同令附則第八条の三の三の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第八条の四を削り、附則第八条の三の四を附則第八条の四とする。

附則第八条の三の三の見出しを「（法附則第三十条第三項第二号の基準等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第三十条第一項第二号」を「附則第三十条第三項第二号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第三十条第一項第二号」を「附則第三十条第三項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第三十条第二項第二号」を「附則第三十条第四項第二号」に改め、同項第二号中「第五項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を

同条第六項とし、同条第八項中「附則第三十条第三項第一号」を「附則第三十条第五項第一号」に改め、同項第二号中「第五項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第三十条第三項第二号」を「附則第三十条第五項第二号」に改め、同項第二号中「第五項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条を附則第八条の三の四とし、附則第八条の三の二の次に次の一条を加える。

（法附則第三十条第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等）

第八条の三の三 法附則第三十条第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスをを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び次条において「自動車検査証」という。）に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2 法附則第三十条第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽

自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車の主燃料がメタノールであることが記載されているものとする。

3 法附則第三十条第一項に規定するメタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものは、温度十五度かつ千十三ヘクトパスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積を当該燃料に混合されたメタノール以外のものの容積で除して得た数値が四以上となるものとする。

4 法附則第三十条第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5 法附則第三十条第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する軽自動車に総務省令で定めるものは、当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている軽自動車とする。

附則第一条第三号中「とし、同令附則第八条の三の三」を「とする改正規定、同令附則第八条の三の三

の改正規定及び同令附則第八条の三の二に改める。